

# 特定求職者雇用開発助成金

## 特定就職困難者雇用開発助成金とは

高齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

## 支給額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、下表の金額が支給対象期（6か月）ごとに支給されます。 ※（ ）内は中小企業に対する支給額・助成対象期間です。

### 【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等	50（90）万円	1年
身体・知的障害者	50（135）万円	1年（1年6か月分）
重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者）	100（240）万円	1年6か月（2年）

### 【短時間労働者】

対象労働者	支給額	助成対象期間
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等	30（60）万円	1年
障害者	30（90）万円	1年（1年6か月分）

# 若年者等正規雇用化特別奨励金

## 若年者等正規雇用化特別奨励金とは

「年長フリーターおよび30代後半の不安定就労者」または「採用内定を取り消されて就職先が未定の学生等」を正規雇用した事業主が、その後も引き続き、正規雇用している場合、一定期間ごとに奨励金を支給します。

## 支給額

**対象者一人につき中小企業は 100万円**



※詳しくはハローワーク大和高田（TEL 0745-52-5801）までお問い合わせください。